

次代につながる果樹産地づくり支援事業実施要領

（趣旨）

第1条 次代につながる果樹産地づくり支援事業（以下、「本事業」という）の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号（以下「規則」という。））及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（目的）

第2条 産地における生産者の減少や高齢化、気象変動の激化に基づく生産力の低下や産地規模の縮小に対し、産地の生産力を維持・強化していくため、生産性の高い樹園地の基盤整備と労働力不足を補完する体制づくり、高品質・安定生産を実現する新たな栽培体系の確立が急務である。そのため、園地の基盤整備や集積、作業受託組織の育成や新たな担い手の確保、気象変動の影響を受けない高品質・安定生産技術、貯蔵管理技術及び障害軽減技術を導入し、次の時代にも持続できる産地の実現を図ることを目的とする。

（事業内容）

第3条 本事業の事業内容は、別紙1のとおりとする。

（採択基準）

第4条 補助採択基準は、別紙1のとおりとする。

（事業実施計画承認申請、補助金交付申請）

第5条 次に掲げる計画書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

- ・要項第3条の事業実施計画書
- ・要項第5条第1項の事業実施変更計画書
- ・要項第6条第2項第1号の事業計画書
- ・要項第8条第2項の事業変更計画書

（事業の補助金等交付決定前着手）

第6条 要項第9条第1項の補助金等交付決定前着手承認申請書の様式は、別記第2号様式とする。

（事業実績報告）

第7条 要項第13条第2項第1号の事業実績書の様式は、別記第3号様式によるものとする。

（事業実施状況報告）

第8条 事業主体は、事業実施年度から3年間、毎年事業計画に定めた目標に対する実施

状況を翌年度の７月末までに別記第４号様式により知事に報告するものとする。

（財産処分の制限）

第９条 要項第１７条に規定する別に定める期間は、別表３に定める期間とする。

（事業の推進）

第１０条 本事業の実施に当たっては、所期の目的を達成するため、行政、農業団体等の関係機関は相互の連携に努め、本事業の円滑な推進を図るものとする。

（その他）

第１１条 県は必要に応じて事業主体等に対し、事業の実施状況及び経理内容等について報告を求め、現地調査等を実施することができるものとする。

- ２ 本事業の実施に当たって、事業主体は、災害や管理作業の危険性がないように対策を講じること。
- ３ 本事業の実施に当たって、事業主体は、助成対象者が虚偽の申請をしたことが判明した場合には、知事に報告するとともに、当該助成対象者に対し補助金の全額を返還させるなど適切な措置を講じるものとする。
- ４ 本事業の実施に必要な事項については、規則、要項及びこの要領に定めるもののほか、必要に応じて別途定める。

附 則

この要領は、令和５年４月１８日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附 則

この要領は、令和６年７月１７日から施行し、令和６年７月５日から適用する。

附 則

この要領は、令和７年５月１日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

別紙 1 (第 3 条、第 4 条関係)

採択基準	補助対象経費 (事業内容)	補助率	事業主体	計画変更要件
1 生産基盤の整備 次に掲げるすべての要件を満たすものであること。 (1) 産地の将来像づくり 果樹産地構造改革計画実現に向けた関係機関・団体の連携体制が整備されている又は整備されることが見込まれること。 (2) 将来像の実現 (1) で作成された将来像で位置づけられた集積基盤整備であること。 農地中間管理機構を介した農地集積を伴うこと。 整備後の団地面積が 50a 以上 3 ha 以下であること。	(1) 産地の将来像づくり等に係る経費 ア 産地全体の中長期の将来像を作成、共有に係る費用 イ 関係機関の連携体制構築、地域で核となる人材の育成に係る費用 (2) 整備計画の実現に係る費用 ア 50a 以上の集積基盤整備団地を作る整備計画実現に係る費用	(1) 定額 (200 千円) (果樹産地協議会当たり 200 千円を上限とし、複数年で取り組める) (2) 定額 (500 千円 / 50 a) (ただし、一団地当たりの補助額は別表 1 のとおり)	(1) ・果樹産地協議会 (2) ・果樹産地協議会 ・農業者の組織する団体 ・農業協同組合	1 事業主体の変更 2 施行箇所の変更 3 事業費の 30% を超える増減を伴う事業内容の変更
2 労働力の補完・担い手の確保 (1) 作業受託組織の育成支援 次に掲げるすべての要件を満たすものであること。 組織の規約、運営規定、作業受託の料金体系が整備されていること。 但し、新規組織は、事業年度内に整備すること。 組織の育成支援を行うための関係機関・団体の連携体制が整備されている、又は整備されることが見込まれること。	(1) 新規組織設立や既存組織の受託能力向上に必要な作業員育成や作業機器の導入に係る費用	(1) ア 新規組織 定額 (600 千円) イ 既存組織の受託能力向上 定額 (400 千円) 組織当たり 400 千円を上限とし、複数年で取り組める。 1 年目でアに取組んだ組織が受託能力を拡大する場合で、2 年目以降イに取り組む場合は上限 200 千円とする。	(1) ・市町村 ・農業者の組織する団体 ・農業生産法人 (構成員 3 戸以上) ・農業協同組合 ・果樹産地協議会	

(2) 新たな担い手の確保体制強化 次に掲げるすべての要件を満たすものであること。 新規参入者の確保と優良樹園地の維持について、関係機関と連携した協力体制ができていること。 中間管理園の管理を継続できる体制の確立及び、中間管理園の拡大を目指して体制の強化を検討すること。	(2) 中間管理園の確保・管理の拡大に係る推進活動及び管理手法検討、管理委託に要する費用	イに取組んだ組織が、目標を達成し、さらに受託能力の拡大をする場合は、上限 200 千円とする。なお、1 組織につき合計で 600 千円を上限とする。 (2) 定額 (直近 3 年の中間管理園面積からの増加面積に応じて定額、上限 1,500 千円) (補助額は別表 2 のとおり)	(2) ・農業協同組合 ・地区協議会 ・農業者の組織する団体 ・集落 ・農業法人等	
---	---	---	--	--

3 気象の変化に対応できる技術確立 モデル実証を指導できる組織体制を有し、果実品質調査等、導入効果の検証を行うこと。なお、市町村を補助事業者としない場合は、指導組織の構成員として市町村を必須とする。 (1) 温州みかんの高品質果実生産技術の実証 次に掲げるすべての要件を満たすものであること。 1 対象品目は温州みかんとする 2 実証内容は、シールディング・マルチ栽培、根域制限栽培、マルドリ栽培、マルチ栽培の効果を高める園地改良とする。 (2) 不知火類等の貯蔵環境改善モデル実証支援 次に掲げるすべての要件を満たすものであること。 1 対象品目は不知火類等で、貯蔵する作型・出荷体系とする。 2 実証農家が貯蔵庫を有していること。 (3) 気象による障害軽減技術の実証 次に掲げるすべての要件を満たすものであること。 1 対象品目は県推奨品目または果樹産地構造改革計画の推奨品種に位置付けられた品目とする。	(1) 温州みかんの高品質・安定生産技術のモデル導入に要する経費 ア 検討会の開催、現地調査等に係る費用 イ シールディング・マルチ栽培、根域制限栽培、マルドリ栽培、マルチ栽培高度化園地改良の導入等に係る費用 (2) 不知火類等の貯蔵環境改善モデル実証に要する経費 ア 検討会の開催、現地調査等に係る費用 イ 温湿度調整機器の導入及び不随する電気工事設備、貯蔵庫の断熱加工等に係る費用、その他貯蔵管理環境改善に係る費用 (3) 高温・強日射等気象変動による障害軽減技術の実証に要する経費 ア 検討会の開催、現地調査等に係る費用 イ 実証に要する資材等に係る費用	(1) 1/2 以内 (2) 1/2 以内 (3) 1/2 以内	・ 農業者の組織する団体 ・ 農業生産法人 (構成員3戸以上) ・ 農業協同組合	
---	--	--	--	--

別表1 【1 生産基盤の整備 (2) 将来像の実現】

一団地当たりの補助額

1カ所あたりの面積	金額(定額)
50a～	500千円
1ha～	1,100千円
1.5ha～	1,720千円
2ha～	2,400千円
2.5～3.0ha	3,000千円

1つの産地協議会内において複数地区、地区内で複数箇所取組める

別表2 【2 労働力の補完・担い手の確保 (2) 新たな担い手の確保体制強化】

中間管理園の増加面積当たりの補助額

増加面積(a)	金額(定額)
10	162千円
20	314千円
30	465千円
40	617千円
50	769千円
60	921千円
70	1,073千円
80	1,225千円
90	1,377千円
100～	1,500千円

直近3年の中間管理園面積の平均からの増加面積

上限1,500千円

別表 3（実施要領第 9 条関係） 財産処分の制限期間

処分を制限する財産の名称等		処分制限期間 (年)
施設整備等の分類	財産の名称、構造等	
集積を伴う園地整備	園地改良 (傾斜の緩和、園内道の整備、排水路の整備等)	8 年

※その他の財産処分の制限期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 3 1 年農林省令第 1 8 号）第 5 条に定める期間を準用する。